

社会福祉法人山梨市社会福祉協議会社会福祉金庫設置
並びに貸付に関する規則

(設置)

第1条 山梨市社会福祉協議会に社会福祉金庫（以下、「社会福祉金庫」という。）を設置する。

(目的)

第2条 社会福祉金庫は、山梨市内在住者の一時的に生活に要する資金を貸付け、生活意欲の助長と生活安定を図ることを目的とする。

(貸付の対象者)

第3条 社会福祉金庫の貸付対象者は、生活維持が困難な老人世帯、母子世帯、障害者世帯及び生活保護世帯を除く低所得世帯であって、次の各号に該当し、現に生活維持が困難な者に対し貸し付けるものとする。

- 2 本市に6か月以上居住し、引き続き居住の意志のある者。
- 3 貸付金の償還が確実である者。
- 4 1人以上の連帯保証人を有する者。
- 5 その他、社会福祉協議会会長（以下、「会長」という。）が特に認めた者。

(貸付金の限度及び貸付期間)

第4条 社会福祉金庫の貸付金の限度額は、1世帯5万円以内とする。

- 2 交通災害による場合に限り、貸付限度額を10万円以内とすることができる。
- 3 国民健康保険高額療養費支給該当世帯については、高額療養費支給予定額の80%以内とし、限度額は30万とする。

(貸付金の利子)

第5条 貸付金は無利子とする。

(借入申込み等)

第6条 資金の貸付を受けようとする者は、社会福祉資金借入申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、会長に提出しなければならない。

(貸付の決定)

第7条 会長は、借入申込書を受理したときは、速やかに貸付の可否を決定し、社会福祉資金貸付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(借用書)

第8条 貸付の決定通知を受けた者は、借入の際、社会福祉資金借用書（様式第3号）を提出しなければならない。

2 借用書には、1名以上の保証人が署名しなければならない。

3 国民健康保険高額医療費貸付者については、山梨市役所主管課長の高額医療費貸付認定書をもって保証人に代えることができる。

(保証人)

第9条 前条第2項の保証人は、次の各号に該当し、保証能力を有する者でなければならない。

2 市内に1年以上居住し、独立の生計を営む世帯主であること。

3 前年度の市民税を完納している者。

(償還の方法)

第10条 貸付金の償還方法は、月賦又は半年賦とし、据置期間は1か月とし、据置期間終了後1年以内には全額の償還を終えなければならない。

2 第4条第3号の該当者は、高額療養の受給時に全額償還するものとする。

(資金の返還)

第11条 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の全部又は一部を直ちに返還させることがある。

(1) 他の市町村へ転出したとき。

(2) 前号のほか、会長が資金を貸し付けておくことが著しく不適當であると認められたとき。

(その他)

第12条 この規則に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則 この規則は、平成18年8月18日から施行する。